

松本市業務継続計画（震災編）の概要

1 業務継続計画（震災編）の概要

(1) 計画策定の目的

大規模地震発生時の災害対策拠点となる市役所の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命、生活、財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とします。

(2) 基本方針

ア 被害を最小限にするため、地域防災計画で定められた応急対策業務を効率的に遂行します。

イ 被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努めます。

ウ 業務執行に必要な職員体制、庁舎・電力等執務環境の確保に努めます。

エ 非常時優先業務（応急対策業務、中断が許されない通常業務）以外の業務は積極的に休止・縮小します。

(3) 地域防災計画との関係

ア 地域防災計画

市のほか、国、県、防災関係機関、市民が行うべき災害予防、応急対策、復旧等について定めた総合計画

イ 業務継続計画

震災時に市が優先的に行うべき非常時優先業務の執行について定めた計画

(4) 発動と対象期間

ア 計画の発動 市内において震度6弱以上の地震が発生した場合等

イ 対象期間 発災後おおむね1週間

2 前提とする地震と被害想定

(1) 地震及び震度

当面、国内で最も発生確率の高い南海トラフ（東海・東南海・南海）を震源とする地震を想定し、震度については、専門家の見解を踏まえ、震度6前後を想定します。

(2) 被害想定

長野県地震対策基礎調査（平成14年3月）のうち、今回想定する地震にほぼ匹敵する規模の地震（伊那谷断層帯を震源とする地震）による被害想定データを採用し、発生は冬の夕方18時とします。

人的被害（人）				建物被害（棟）		出火数	断水 （世帯）	都市ガス 停止	停電 （世帯）	電話 支障 （世帯）
死者	重傷者	軽傷者	避難者	全壊	半壊	焼失 （棟）				
31	294	5,745	21,121	1,477	9,511	717	23,263	停止	22,006	12,302

3 非常時優先業務の選定

(1) 選定方法

すべての災害応急対策業務と通常業務について、市民の生命・生活・財産・経済活動の維持への影響度を評価して、その優先度によりA～Dの区分に分類し、A～Cの区分に分類されたものを災害時に優先的に取り組むべき非常時優先業務として選定しました。

(2) 選定結果

非常時優先業務は169業務あり、この内、災害応急対策業務は114（A評価93、B評価12、C評価9）業務、優先通常業務は55（A評価12、B評価20、C評価23）業務でした。

(3) 業務開始目標時間の設定

ア 選定した非常時優先業務について、発災直後の業務立上げ時間の短縮を図るため、非常時優先業務毎に、業務開始目標時間（復旧目標時間）を設定し、進行管理の目安としました。

イ 非常時優先業務の選定と業務開始目標時間（復旧目標時間）の設定結果一覧別冊計画案（25ページ以降）のとおり

4 活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

震度ごとの活動体制（本部体制、職員配備）を明記しました。

(2) 参集可能職員数の算出

部局ごとに全正規職員が自宅から勤務先までの参集（徒歩）に要する時間の調査を行い、職員の被災も考慮して地震発生からの時間経過別の参集可能職員数を算出しました。

参集時間	～1時間	～3時間	～12時間	～24時間	～3日	～7日	～1ヶ月
人数(人)	482	1,133	1,348	1,412	1,591	1,591	1,712
参集率(%)	27.3	64.2	76.3	80.0	90.1	90.1	96.9

※ 調査結果

発災から1時間以内には482人が、3時間以内には1,133人が、12時間以内には1,348人の職員がそれぞれ参集可能であることが判明しました。

(3) 体制の整備

ア 応援体制の構築

職員が不足する業務については、部局内の応援体制のほか、全庁的な応援体制やOB職員、他市からの応援職員による協力体制を構築します。

イ 連絡体制の整備

職員の非常参集は各部の連絡網で行うことになっていますが、電話は通話不能となることが予想される上、メールについても着信までに時間がかかることが想定されることから、震度6弱以上の地震が発生した場合、職員は、非常参集の連絡を待たずに登庁することを明記します。

ウ 業務執行体制の整備

各業務の責任者が不在の場合でも適切な意思決定が迅速に行われるよう、各部局、各課においてあらかじめ意思決定者の職務を代理するものを複数指定し、代行順序を定めます。

5 執行環境の整備

(1) 施設等の安全対策

ア 施設の耐震性、電力、電話、水道、情報システムの現状

本庁、大手事務所、上下水道局とも耐震補強工事により、それぞれ耐震性を有していますが、電力等は次のとおり十分な対策がとられていません。

(ア) 電力

本庁の非常用発電機は、対策本部室となる「大会議室」及び「危機管理部事務室の一部」に限定されているほか、大手事務所には非常用発電機は設置されていません（上下水道局は、今年度中に事務室まで含め平時並の電力を確保する非常用発電機を整備予定）。

(イ) 電話

本庁及び大手事務所では電話交換機のバッテリーにより3時間の通話が可能ですが、3時間経過後は、宿日直室及び交換機を経由しない各課のFAX兼用電話のみ使用可能です（上下水道局は、電力と同）。

(ウ) 水道

停電した場合は、高置水槽に蓄えられている水量のみ使用可能です。

(エ) コンピュータシステム

a 市のコンピュータシステムは、業務システム最適化等に伴い、サーバーがまつもと情報創造館へ移設等されており、本庁舎等とは通信回線で接続されています。回線の冗長化(重複化)などにより断線、故障時等の対策は図られていますが、通信回線の遮断により、最悪の場合は、住民系・市税系システム、庁内情報システムなど、ほとんどのシステム利用が困難となります。

b システムのデータは、遠隔地のデータセンター等にバックアップされています。

イ 対策

(ア) 非常用電力の確保

電気、電話、水道については、非常用電力の確保により非常時の対応が可能となるため、非常用発電機の整備を検討します。

(イ) コンピュータシステムの保全

まつもと情報創造館等主要情報拠点施設との通信回線の強化や代替手段（紙台帳等）の整備等について検討します。

(2) 職員対応

非常時優先業務に従事する職員の食料、飲料水、簡易トイレ、医薬品等の備蓄を行うほか、交代勤務体制を確保します。

6 継続的な改善への取組み

(1) 研修及び訓練の実施

(2) 訓練等を通じた検証による継続的な本計画の改善

(3) 各部局における非常時優先業務の具体的なマニュアルの策定

(4) 松本市地域防災計画及び松本市災害応急対策職員行動マニュアルの見直し